

「美知メセナ」制度実施要綱

1. 目的

道路管理においては住民等と行政が協力して低コストで質の高い維持管理を行うことが求められている。

本制度は、趣旨に賛同し、ご協力いただける企業等に、道路の清掃や植栽の剪定、歩道の除雪等をお願いし、実施いただくボランティア制度である。

2. 対象企業等

趣旨に賛同し、ご協力いただける県管理道路近傍の企業等である。

3. 活動内容

県管理道路の清掃や道路植栽の剪定、施肥、除草、灌水、歩道の除雪等を安全な範囲で実施する。

活動回数は、原則として月1回以上（歩道除雪の場合には積雪が歩行に支障となる毎）とし、年度末に活動報告を提出することとする。

なお、知事と協議のうえ、花壇の草花等により、企業等のイメージマーク等を表現することができるものとする。

4. 協力の届け出

企業等は、知事あて届け（様式第1号）を所管の土木事務所まで提出するものとする。

5. 合意書の交換

知事は、届けの内容を審査し、支障がないと認める場合は、届け出企業等と合意書を交換するものとする。

6. 活動区間の明示

合意書の交換後、企業等は、活動を明示するサインボードを、知事の承認を受けたうえで設置することとする。

また、活動期間が終了もしくは期間途中で活動を止めた場合は、サインボードおよび花壇のイメージマーク等は団体が速やかに撤去するものとする。

なお、サインボードの大きさおよび掲載内容は別途定める。

7. 活動期間

原則として2年とする。ただし、活動を継続することができる。

8. 報償等

金銭および物的な報償は行わない。ただし、4年以上熱心に活動いただいた企業等には、別途知事表彰要領により知事からの感謝状を贈るものとする。

また、県のホームページ等で活動状況等を広報する。

9. その他

(1) 細則は別途定める。

(2) 本要綱の運用に係る業務は、土木交通部道路保全課で行う。

付則

この要綱は、平成21年10月26日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。